

京都府再生可能エネルギー導入促進条例検討会議(第2回会合)素案  
からの主な改正点

1. 各主体の責務(地球温暖化対策条例で規定済み)

- ・府の責務(第3条)
- ・事業者の責務(第4条)
- ・府民の責務(第5条)
- ・観光旅行者等の責務(第6条)
- ・環境保全活動団体の役割(第7条)
- ・(府の)率先実行(第13条)

2. 建築物への再エネ導入等(地球温暖化対策条例から移行)

- ① 建築物を新築・増築する場合
  - ・建築主による再エネ導入の検討(努力義務)
  - ・設計者・工事施工者による情報提供・助言(努力義務)
  - ・府による設計者等の技能習得等への支援
- ② 特定建築物(延床面積:2,000㎡以上)を新築・増築する場合
  - ・再エネ導入義務
  - ・計画書及び工事完了の届出義務
  - ・違反に対する勧告・公表

3. 避難所等への再エネの導入等

- ・府は、市町村等と連携し、災害時の非常用電源として再エネを導入

4. 地域協働による再エネ導入推進事業

- ・再エネ導入等に地域住民、事業者、大学等が連携して再エネ導入に取り組む場合、当該団体を登録(「登録推進団体」)して支援